

目 次

津市条例

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市告示

市道路線の区域変更

市道路線の区域変更

市道路線の区域変更

放置自転車等の撤去及び保管

公示送達

公示送達

公示送達

津市公告

平成26年度第4回津市営住宅補充入居者の募集

犬の抑留

津都市計画の変更に係る縦覧

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

津市選挙管理委員会告示

農業委員会委員選挙人名簿の縦覧場所

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市農業共済条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 1 月 28 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市条例第 1 号

津市農業共済条例の一部を改正する条例

津市農業共済条例（平成 18 年津市条例第 185 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項第 1 号から第 3 号までの規定中「災害」を「共済事故」に改め、同項第 4 号中「災害」を「被害」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 園芸施設共済に係る第 122 条第 2 項又は第 3 項の申出をした第 121 条第 1 項の園芸施設共済資格者は、第 2 項の規定による通知後、速やかに、復旧計画書（撤去又は復旧の実施予定日、復旧の内容等を記載したものをいう。）を提出しなければならない。

6 園芸施設共済に係る第 122 条第 2 項又は第 3 項の申出をした第 121 条第 1 項の園芸施設共済資格者は、撤去又は復旧をしたときは、遅滞なく、その旨を本市に通知しなければならない。

7 前項の規定による通知は、特定園芸施設撤去費用額（規則第 33 条の 27 第 2 項の特定園芸施設撤去費用額をいう。以下同じ。）又は園芸施設復旧費用額（同条第 3 項の園芸施設復旧費用額をいう。以下同じ。）に係る領収書又は請求書を添えて共済事故の発生した日から 1 年以内にしなければならない。ただし、当該共済事故に際し災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村の区域内において撤去若しくは復旧が行われる場合又は施工業者若しくは復旧資材の不足その他第 121 条第 1 項の園芸施設共済資格者の責めに帰することができない事由により撤去若しくは復旧が滞った場合であって、当該通知を 1 年以内にすることができないときは、当該 1 年を経過する前に本市の承認を受けて、3 年を限り、その期間を延長することができる。

第 119 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定による承諾は、第121条第1項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（次に掲げる事由に該当する特定園芸施設及び園芸施設共済に付した特定園芸施設を除く。）のすべてについて同項の規定による申込み（第122条第2項又は第3項の規定による申出をする場合にあっては、当該申出を含む。）をしている場合でなければ、しないものとする。

- (1) 園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもって見通されること。
- (2) 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず、又は行われないおそれがあること。

第122条第2項中「特定園芸施設撤去費用」を「特定園芸施設撤去費用額」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 園芸施設共済資格者は、第119条第1項の規定による申込みと同時に、本市に対し、園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により損害の額を算定する旨の申出をすることができる。

第125条の2第1項第8号中「及び第2項、第122条第4項」を「、第2項及び第6項、第122条第5項」に改め、同項第10号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 特定園芸施設撤去費用額又は園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出期間及びその提出の方法

第129条第1項中「第122条第3項」を「第122条第4項」に改める。

第130条第2項中「勘案し、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設撤去費用に相当する金額を加えて」を「勘案して」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第122条第2項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第2項各号列記以外の部分の農林水産大臣が定める金額（以下「撤去費用基準額」という。）を加えた金額とする。

4 第122条第3項の申出に係る園芸施設共済の共済関係の共済価額は、前2項の規定にかかわらず、前2項の規定により算定された金額に、規則第33条の27第3項の農林水産大臣が定める金額（以下「復旧費用基準額」と

いう。)を加えた金額とする。

第133条第2項第3号中「当該園芸施設共済の共済価額から前2号の金額を差し引いて得た金額」を「当該施設内農作物の生産費に相当する金額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となったもの」に改め、同条第3項中「場合には、同項」を「場合であって、第17条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による特定園芸施設撤去費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、前項」に、「当該特定園芸施設の単位当たり撤去費用に当該特定園芸施設の設置面積を乗じて得た金額に、当該特定園芸施設の損害の割合を乗じて得た金額を加えて得た額」を「特定園芸施設撤去費用額を加えて得た金額」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の特定園芸施設撤去費用額は、規則第33条の27第2項の農林水産大臣が定める費用の額（その額が撤去費用基準額に当該特定園芸施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

第133条に次の3項を加える。

5 第2項又は第3項の規定にかかわらず、第17条第6項の規定による通知に際して、同条第7項の規定による園芸施設復旧費用額に係る領収書又は請求書の提出があったときは、第2項又は第3項の規定により算定される金額に園芸施設復旧費用額を加えて得た金額により、第1項の損害の額を算定するものとする。

6 前項の園芸施設復旧費用額は、共済事故の発生に伴い特定園芸施設（被覆材を除く。）又は附帯施設（以下「復旧対象施設」という。）を復旧するのに要する費用の額から当該復旧対象施設の共済責任期間開始の時点における価額に共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を差し引いて得た金額（その差し引いて得た金額が復旧費用基準額に当該復旧対象施設の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を超えるときは、その乗じて得た金額）とする。

7 第2項各号に掲げる金額を合計して得た金額がその損害が生じた地及び時における共済目的の価額を著しく超えていることを本市が証明した場合は、同項の規定にかかわらず、第1項の損害の額は、当該共済目的の価額によって算定する。この場合における第3項及び第5項の規定の適用については、第3項中「前項」とあるのは「第7項」と、第5項中「第2項又は第3項」とあるのは「第3項又は第7項」とする。

第 1 3 6 条第 1 項第 3 号中「又は第 2 項」を「、第 2 項又は第 6 項」に改める。

第 1 4 2 条第 3 項中「第 1 2 2 条第 3 項」を「第 1 2 2 条第 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、三重県知事の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の津市農業共済条例の規定は、平成 2 7 年 2 月 1 日以後に共済責任期間の開始する共済関係について適用し、同日前に共済責任期間の開始する共済関係については、なお従前の例による。

3 次の各号に掲げる共済関係は、第 1 2 6 条第 1 項又は第 1 4 2 条第 4 項の規定にかかわらず、園芸施設共済加入者との協議により、当該各号に定める日から共済責任期間を始めることができる。

(1) 平成 2 7 年 1 月 3 1 日までに成立している園芸施設共済の共済関係 平成 2 7 年 2 月 1 日

(2) 平成 2 7 年 2 月 1 日から同月 2 8 日までの間に成立している園芸施設共済の共済関係 当該共済関係が成立した日の翌日

4 前項各号に掲げる共済関係に係る加入者負担共済掛金の払込期限（加入者負担共済掛金の分割払込みが認められている場合にはその第 1 回目の払込期限）は、第 1 2 9 条第 1 項（第 1 回目の加入者負担共済掛金にあつては、第 1 4 2 条第 3 項）の規定にかかわらず、平成 2 7 年 3 月 1 0 日までの間で園芸施設共済加入者との協議により定めた日までとする。

5 園芸施設共済加入者が正当な理由がないのに前項の規定による払込みを遅滞したときは、本市は、当該園芸施設共済の共済関係を解除するものとする。

6 本市は、前項の規定により共済関係を解除した場合には、解除がされた時までに発生した共済事故による損害を補填する責任を負わない。

津市告示第 1 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1 7 9 8 羽野 4 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市戸木町字濱塚 6 1 8 3 番 3 地先 から 津市戸木町字濱塚 6 1 4 1 番 1 地先 まで	旧	3. 6	106. 5
津市戸木町字濱塚 6 1 8 3 番 3 地先 から 津市戸木町字濱塚 6 1 4 1 番 1 地先 まで	新	4. 0	106. 5

津市告示第 1 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 2 7 年 1 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 3 1 1 2 栄町島崎町線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市島崎町 53 番 4 地先から 津市島崎町 84 番 1 地先まで	旧	3. 1	51. 5
津市島崎町 53 番 4 地先から 津市島崎町 84 番 1 地先まで	新	4. 1	60. 0

津市告示第 13 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 27 年 1 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 路線名 1074 太田曾根 2 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市安濃町清水字北浦 1291 番地先から 津市安濃町清水字小権田 1274 番 1 地先まで	旧	6.1～19.4	92.5
津市安濃町清水字北浦 1291 番地先から 津市安濃町清水字小権田 1274 番 1 地先まで	新	6.1～6.1	92.5
区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市安濃町清水字小権田 1195 番地先から 津市安濃町清水字高田符 1193 番地先まで	旧	6.1～19.3	93.0
津市安濃町清水字小権田 1195 番地先から 津市安濃町清水字高田符 1193 番地先まで	新	6.1～6.2	93.0

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市安濃町清水字高田符 1092 番地先 から 津市安濃町清水字松本 1088 番地先ま で	旧	6.6～20.7	86.7
津市安濃町清水字高田符 1092 番地先 から 津市安濃町清水字松本 1088 番地先ま で	新	6.6～6.6	86.7

津市告示第 1 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 7 年 1 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 1 月 5 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 1 月 6 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 月 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 7 年 1 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 1 月 1 3 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 7 年 1 月 1 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 1 月 1 4 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 1 5 号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 7 年 1 月 2 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇 〇〇〇〇	差押調書謄本、配当計算 書謄本、充当通知書

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の督促状は、あてどころ不明のため、送達することができないので、
地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成27年1月28日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇〇 〇	督促状（平成 24 年度市 県民税第 2・3・4 期）
〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇	
〇	〇〇〇〇〇〇	

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

下記の者の督促状は、あてどころ不明のため、送達することができないので、
地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

平成27年1月28日

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	督促状（平成25年度市 県民税第2・3・4期）
〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇	〇〇〇	
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇		

注意：地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市公告第 5 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公募します。

平成 27 年 1 月 16 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事ができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあっては、この限りでない。

ア 60 歳以上の者（平成 18 年 4 月 1 日前に 50 歳以上である者を含む。）

イ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号の 1 級から 4 級までのいずれかに該当する程度

（イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級までのいずれかに該当する程度

（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に該当する程度

ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 の特別項症から第 6 項症まで又は同法別表第 1 号表ノ 3 の第 1 款症であるもの

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

オ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被

保護者

カ 海外からの引揚者で、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者

（ア） 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

（イ） 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

(2) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入のある者

A区分住宅 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）

B区分住宅 114,000円以下（裁量階層世帯158,000円以下）

裁量階層世帯・・・下記の要件のいずれかに該当する世帯

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯

（ア） 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

（イ） 精神障害（知的障害を除く。以下同じ） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から2級までのいずれかに該当する程度

（ウ） 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に該当する程度

イ 申込者が60歳以上（昭和31年4月1日以前に生まれた者を含

む。)の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上(昭和31年4月1日以前に生まれた者を含む。)又は18歳未満の者のみである世帯

ウ 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がある世帯

エ 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある世帯

オ 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

カ 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

キ 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

＜収入の算出方法＞

申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額を収入という。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円

(ウ) 特定扶養親族1人につき25万円

(エ) 申込者又はアに規定する者に障がい者がある場合には、障がい者1人につき27万円(特別障害者の場合は、1人につき40万円)

(オ) 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫1人につき27万円(所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額)

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(4) 津市内に住所又は勤務場所を有する者

(5) 市町村税等を滞納していない者

(6) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないこと。

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

平成２７年２月３日（火）から同年２月６日（金）までの午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

(2) 申込方法

入居申込は、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（６階）又は市営住宅課久居分室（ポルタひさい１階）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、住宅入居申込書は、平成２７年１月１６日（金）から建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障がい者は手帳、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去３か月の家賃の領収書の写し

ク その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 優先入居者

次の世帯等は、優先入居住宅に申込みができる。

(1) 条例第５条各号に該当する世帯

(2) ２０歳未満の子と同居し、扶養している母子世帯及び父子世帯

(3) 引揚者世帯（永住帰国を希望する中国残留邦人等の世帯）

(4) 老人世帯（６０歳以上の者及び一定条件を有する者のみからなる世帯）

(5) 多子世帯（１８歳未満の子が３人以上いる世帯）

(6) 心身障がい者世帯（身体障害者手帳１～４級、精神障害者保健福祉手帳１～２級、療育手帳最重度～中度の交付を受けた者等が含まれる世帯）

4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

優先入居住宅がある募集住宅の抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居適格者により優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を一般入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により、抽選を行う。

抽選会は、平成27年2月24日（火）を予定

5 募集住宅及び戸数

A区分住宅

- | | | | | |
|-----|---------------|---------|-----------------|---------|
| (1) | 白塚団地 | 3戸（1） | | |
| | 津市白塚町58番地3 | | 鉄筋コンクリート5階建 | 3DK |
| | 家賃 | 15,000円 | ～ | 38,000円 |
| (2) | 高洲町アパート | 1戸 | 単身世帯可 | |
| | 津市高洲町20番 | | 鉄筋コンクリート4階建 | 3DK |
| | 家賃 | 10,400円 | ～ | 17,400円 |
| (3) | 大井アパート | 1戸 | 単身世帯可 | |
| | 津市中河原134番地 | | 鉄筋コンクリート4階建 | 3DK |
| | 家賃 | 11,800円 | ～ | 24,400円 |
| (4) | ぜにやま団地（単身） | 2戸（1） | 単身世帯可 | |
| | 津市神戸1893番地 | | 鉄筋コンクリート4階建 | 2DK |
| | 家賃 | 7,800円 | ～ | 12,200円 |
| (5) | ぜにやま団地（世帯） | 4戸（2） | | |
| | 津市神戸1893番地 | | 鉄筋コンクリート4階建 | 3DK |
| | | | プレキャストコンクリート4階建 | 3DK |
| | 家賃 | 9,100円 | ～ | 24,400円 |
| (6) | 阿漕アパート | 1戸 | 単身世帯可 | |
| | 津市柳山津興318番地 | | 鉄筋コンクリート4階建 | 2DK |
| | 家賃 | 8,900円 | ～ | 14,600円 |
| (7) | 南阿漕 | 1戸 | | |
| | 津市阿漕町津興222番地8 | | 鉄筋コンクリート4階建 | 3DK |
| | 家賃 | 15,600円 | ～ | 30,900円 |

- (8) 美里第1住宅 1戸
 津市美里町北長野752番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
 家賃 14,300円 ～ 32,900円
- (9) 美里第2住宅 1戸 単身世帯可
 津市美里町北長野522番地1他 簡易耐火2階建 3K
 家賃 8,000円 ～ 17,500円
- (10) 森団地 1戸 単身世帯可
 津市森町2134番地 簡易耐火2階建 2DK
 家賃 8,100円 ～ 13,200円
- (11) 桃里団地 1戸
 津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート6階建 2DK
 家賃 21,000円 ～ 48,200円

B区分住宅

- (12) 新横山住宅 1戸
 津市芸濃町中縄463番地3 簡易耐火2階建 4DK
 家賃 14,700円 ～ 21,900円
- (13) 西城山アパート 3戸(1) 単身世帯可
 津市城山三丁目10番 鉄筋コンクリート4階建 2DK
 家賃 8,600円 ～ 13,300円

()内は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数

家賃は、平成26年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、平成27年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

平成27年3月下旬(予定)

津市公告第6号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成27年1月19日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成27年 1月13日

2 抑留期間 平成27年 1月20日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市高洲町	ヨークシャ テリア	黒茶	雄	小型	9 1 日 以上	首輪なし
2	津市藤方	マルチーズ	白	雄	小型	9 1 日 以上	首輪なし
3	津市藤方	マルチーズ	白	雄	小型	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第 7 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに津市に意見書を提出することができます。

平成 27 年 1 月 20 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

久居元町地区地区計画

豊里ネオポリス地区地区計画

津都市計画火葬場

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

4 縦覧期間

自 平成 27 年 1 月 20 日

至 平成 27 年 2 月 3 日

津市公告第 8 号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 1 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

427012633

公 告 日	平成27年1月26日		業 務 担 当 課	津北工事事務所	
業 務 名	平成26年度北道災第1－1号 市道平尾北裏線及び市道別所真谷線災害復旧に伴う地質調査業務委託				
業 務 場 所	津市 安濃町草生及び美里町穴倉		地内		
業 務 概 要	機械ボーリング 5箇所				
期 間	契約締結の日から 平成27年3月20日 まで				
発 注 業 種	地質調査				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業種	地質調査		部門 地質調査
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該部門 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成27年2月6日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成27年2月6日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成27年1月29日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成27年2月3日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059－229－3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成27年2月6日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成27年2月10日 午後3時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	4,297,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

427012634

公 告 日	平成27年1月26日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課
工 事 名	平成26年度農基災補第72号 日南田水路（水路橋）災害復旧工事			
工事場所	津市 美里町日南田		地内	
工事概要	鋼製掛樋 一式			
工 期	契約締結の日から 平成27年3月31日 まで			
発注業種	鋼構造物			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同種工事实績要件	過去10年間の官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 鋼構造物工事で発注された支間長14m以上の鋼製水路橋又は鋼製水管橋の製作及び架設工事。ただし、下請についても鋼構造物工事に限る。		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(※)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）（※）	
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること （審査基準日：平成24年10月1日～平成25年9月30日）			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年2月6日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成27年2月6日 まで		
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100		
設計図書等に関する質問	提出期限	平成27年1月29日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	平成27年2月3日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	平成27年2月6日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	平成27年2月10日 午後3時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	3,010,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事实績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 （※）配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとする。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。（※設計図書特記仕様書参照のこと）			

事後審査型条件付一般競争入札

427012635

公 告 日	平成27年1月26日		工 事 担 当 課	農業基盤整備課	
工 事 名	平成26年度農基災補第61号 伊倉津揚水機場ポンプ設備災害復旧工事				
工事場所	津市 雲出島貫町		地内		
工事概要	主ポンプ整備(口径300mm) 一式 主電動機取替(出力22kW) 一式 真空ポンプ取替(口径20mm) 一式 給水ポンプ取替(口径20mm) 一式				
工 期	契約締結の日から 平成27年3月31日 まで				
発注業種	機械器具設置				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	東海三県（三重県、愛知県、岐阜県）内本店又は支店等			
	格付要件	なし			
	地 域 ・ 格付要件	【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾟﾛｸﾞｸﾞ】	【地区】	【格付】	
	同種工事 実績要件	過去10年間の官公庁等元請又は一次下請実績で以下のとおり 機械器具設置工事で発注された農業用施設等(排水機場、ポンプ場、処理場等)のポン プ(口径250mm以上)の製作又は据付工事。ただし、下請についても機械器具設置工事 に限る。			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(※)		
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）（※）		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成24年10月1日～平成25年9月30日)				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 平成27年2月6日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札情報」			
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 平成27年2月6日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等 に関する 質 問	提出期限	平成27年1月29日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成27年2月3日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提出期限	平成27年2月6日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時 及び場所	平成27年2月10日 午後3時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予定価格	3,770,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関（独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。）、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業（交通（鉄道、空港）、資源エネルギー（電気、ガス、石油）、通信会社等）とする。 （※）配置技術者については、2,500万円未満の本市発注の災害復旧工事に限り、1人の技術者が他の災害復旧工事と兼務できる件数を最大3件までとする。 ※工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。 ・工期については、当該事業に係る繰越手続きが完了後、変更契約を締結する予定です。（※設計図書特記仕様書参照のこと）				

津市公告第 9 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 1 月 26 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 27 年 1 月 20 日

2 抑留期間 平成 27 年 1 月 27 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市白山町 川口	紀州犬	白	雄	大型	9 1 日 以上	首輪なし

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市選挙管理委員会告示第1号

平成27年1月1日現在にて調製した津市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧に関し、次のとおり定めたので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において読み替えて準用する公職選挙法（昭和26年法律第100号）第23条第2項の規定により告示する。

平成27年1月16日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局